

国立大学法人高知大学毒物及び劇物管理規則

平成16年4月1日
規則第103号

最終改正 令和5年3月28日規則第132号

(目的)

第1条 この規則は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）に準拠し、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）において保管、使用される毒物及び劇物（以下「毒物劇物」という。）に関し必要な事項を定め、もって保健衛生上の危害防止のための適正な管理を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「毒物劇物」とは、法第2条に規定するものをいう。

2 この規則において「部局」とは、各学系、各学部（附属施設を含む。以下同じ。）、大学院総合人間自然科学研究科、保健管理センター、学内共同教育研究施設、海洋コア国際研究所、機構等及び事務局をいう。

3 この規則において「部局長」とは、前号に規定する部局の長をいう。

(学長等の責務)

第3条 学長は、本学における毒物劇物による事故発生の防止及び安全の確保に関する業務を統括する。

2 部局長は、当該部局における毒物劇物による事故発生の防止及び安全の確保に関する業務を統括する。

(管理者及び取扱責任者)

第4条 毒物劇物を有する部局には、毒物劇物を適正に保管・管理するため、毒物劇物管理者（以下「管理者」という。）を置くものとする。

2 管理者は、毒物劇物を有する部局の部局長をもって充てるものとする。

3 管理者は、当該部局において毒物劇物を使用する者を毒物劇物取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）として指名するものとする。ただし、管理者は、取扱責任者を兼ねることができる。

(管理者の報告義務)

第5条 管理者は、「毒物劇物使用報告書」（別記様式第1号）を学長に提出しなければならない。

2 管理者は、取扱責任者又は保管場所を変更したときは、その都度「毒物劇物使用報告

書（変更・廃止）」（別記様式第2号）を学長に提出しなければならない。

- 3 管理者は、管理者が変更又は廃止されたときは、その都度「毒物劇物管理者（変更・廃止）報告書」（別記様式第3号）を学長に提出しなければならない。
- （管理者及び取扱責任者の職務）

第6条 管理者は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 毒物劇物の購入に当っては計画的に行い、保管期間の短縮及び在庫の少量化に努めること。
- (2) 毒物劇物による保健衛生上の危害を未然に防止するため、所属職員及び学生に対し安全な取扱方法等について教育及び訓練を実施すること。
- (3) 保管設備を整備し、倒壊等の事故防止に努めること。
- (4) 保管している毒物劇物の在庫量の定期的な確認を行うこと。

2 取扱責任者は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 保管庫の鍵の管理に関すること。
- (2) 毒物劇物の盗難及び紛失等の事故防止に関すること。
- (3) 毒物劇物の使用量及び使用目的の把握並びに在庫量の確認に関すること。

（毒物劇物の収納容器及び保管方法）

第7条 毒物劇物を収納する容器は、当該毒物劇物の性質に適応し、かつ、破損、腐食等をしていない材質のものを使用しなければならない。

2 毒物劇物の保管に際しては、次の事項に配慮しなければならない。

- (1) 容器は密栓し、多段積みを避けること。
- (2) 保管庫は、鍵を備えた金属製ロッカー等の堅固なものとし、一般薬品とは別の専用保管庫とすること。
- (3) 保管庫は、容器の接触、転倒及び落下を防止するための措置を講じること。
- (4) 保管庫は、危険、火災防止等のため、建築物の壁、柱等に固定すること。

（毒物劇物の表示）

第8条 毒物劇物の保管庫及び容器には、外部から明確に識別できるように「医薬用外」の文字を表示し、さらに毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。

（受払簿）

第9条 取扱責任者は、毒物劇物を使用するときは、品目ごとに毒物劇物受払簿（別記様式第4号）（以下「受払簿」という。）を置かなければならない。

- 2 取扱責任者は、毒物劇物の受払いの都度、受払簿に記載しなければならない。
- 3 受払簿に記載する単位は、保健衛生上の危害を考慮した最小単位によるものとする。
(毒物劇物の廃棄)

第10条 取扱責任者は、保管、管理する毒物劇物のうち、使用する見込みのなくなったものについては、速やかに廃棄することとし、廃棄にあたっては、法及び高知大学廃棄薬品類処理細則その他関係法令に基づき行うものとする。

(事故等の届出)

第11条 取扱責任者は、毒物劇物の盗難に遭い、又は紛失した場合は、直ちに管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

- 2 取扱責任者は、保管、管理する毒物劇物が飛散、漏れ、流れ出、しみ出又は地下等にしみ込んだ場合等保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、速やかに管理者に届け出るとともに、その危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。
- 3 管理者は、前2項の事故等の届出を受けたときは、速やかに学長に報告するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月5日規則第15号)

この規則は、平成18年7月5日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月26日規則第127号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第124号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第163号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日規則第15号)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日規則第132号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

毒物劇物使用報告書

高知大学長 殿

管 理 者

部局名

氏 名

毒物劇物を使用することとなりましたので下記のとおり報告します。

記

1. 取扱責任者氏名
2. 管理場所
3. 使用開始年月日

年 月 日

年 月 日

毒物劇物使用報告書（変更・廃止）

高知大学長 殿

管 理 者

部局名

氏 名

取扱責任者・管理場所を下記のとおり（変更・廃止）しましたので報告します。

記

1. 取扱責任者氏名
2. 管理場所
3. （変更・廃止）年月日

年 月 日

※ 取扱責任者又は管理場所を変更した場合は、前任者の氏名又は前管理場所も記載すること。

別記様式第3号（第5条関係）

年 月 日

毒物劇物管理者（変更・廃止）報告書

高知大学長 殿

管 理 者

部局名

氏 名

毒物劇物管理者を下記のとおり（変更・廃止）しましたので報告します。

記

1. 前管理者氏名

2. 管理場所

3. 取扱責任者

4. （変更・廃止）年月日

年 月 日

別記様式第4号（第9条関係）

毒物劇物受払簿

部局名

取扱責任者氏名

区分 毒物・劇物

薬品名

単位

受入（払出） 年 月 日	受入量	払出量	現在量	使用者氏名	使用目的	備考

- ※ 1. 本様式は、上記の項目を確認できるものであれば、適宜変更できるものとする。
2. 単位については、g・cc・粒等を記載するものとする。